

平成 2 2 年

第 1 回市議会臨時会 議案第 3 号

函館市国民健康保険条例の一部改正について

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 2 年 5 月 2 4 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例

第 1 条 函館市国民健康保険条例（昭和 4 4 年函館市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 号中「山林所得金額」の後ろに「ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第 3 3 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額，同法附則第 3 3 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額，同法附則第 3 4 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額，同法附則第 3 5 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額，同法附則第 3 5 条の 2 第 6 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項もしくは第 1 5 項または第 3 5 条の 3 第 1 1 項の規定の適用がある場合には，その適用後の金額），同法附則第 3 5 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第 3 5 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には，その適用後の金額），租税条約の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 4 4 年法律第 4 6 号。第 1 1 条第 1 項において「租税条約実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 1 0 項に規定する条約適用利子等の額および同条第 1 2 項に規定する条約適用配当等の額をいう。第 1 9 条第 1 項において同じ。）」を加える。

第 1 1 条第 1 項中「の合計額から同条第 2 項」を「ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第 3 3 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額，同法附則第 3 3 条の 3 第

5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額，同法附則第 3 4 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 3 3 条の 4 第 1 項もしくは第 2 項，第 3 4 条第 1 項，第 3 4 条の 2 第 1 項，第 3 4 条の 3 第 1 項，第 3 5 条第 1 項，第 3 5 条の 2 第 1 項または第 3 6 条の規定に該当する場合には，これらの規定の適用により同法第 3 1 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額），地方税法附則第 3 5 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第 3 3 条の 4 第 1 項もしくは第 2 項，第 3 4 条第 1 項，第 3 4 条の 2 第 1 項，第 3 4 条の 3 第 1 項，第 3 5 条第 1 項または第 3 6 条の規定に該当する場合には，これらの規定の適用により同法第 3 2 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額），地方税法附則第 3 5 条の 2 第 6 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項もしくは第 1 5 項または第 3 5 条の 3 第 1 1 項の規定の適用がある場合には，その適用後の金額），同法附則第 3 5 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には，その適用後の金額），租税条約実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 0 項に規定する条約適用利子等の額および同条第 1 2 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項に，「の合計額（」を「ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（」に改め，同条第 2 項中「または山林所得金額」を「もしくは山林所得金額または他の所得と区分して計算される所得の金額」に改める。

第 1 3 条の 6 中「 4 5 万円」を「 4 8 万円」に改める。

第 1 3 条の 6 の 1 0 中「 1 2 万円」を「 1 3 万円」に改める。

第 1 3 条の 1 1 中「 9 万円」を「 1 0 万円」に改める。

第 1 8 条第 1 項中「なくなつた場合」を「なくなつた，もしくは国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合」に，

「増加または」を「増加もしくは」に改め、「場合を除く。）」の後ろに「または特例対象被保険者等となつた場合」を、「日または」の後ろに「1世帯に属する」を、「なくなつた日」の後ろに「もしくは特例対象被保険者等となつた日」を加える。

第19条第1項各号列記以外の部分中「45万円」を「48万円」に改め、同項各号中「山林所得金額」の後ろに「ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額」を加え、同条第2項中「45万円」を「48万円」に、「12万円」を「13万円」に改め、同条第3項中「45万円」を「48万円」に、「9万円」を「10万円」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(特例対象被保険者等の特例)

第19条の2 世帯主または当該世帯に属する被保険者もしくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第11条第1項および前条第1項の規定の適用については、第11条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「所得の金額(同法」とあるのは「所得の金額(地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額(」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「同法」とあるのは「地方税法」と、「所得税法(昭和40年法律第33号)」とあるのは「所得税法」とする。

第24条の次に次の1条を加える。

(特例対象被保険者等に係る届出)

第24条の2 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 世帯主の氏名および住所

(2) 当該世帯に属する特例対象被保険者等の氏名

(3) 前号の特例対象被保険者等に係る離職年月日および離職理由

2 前項の規定による届出は、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証を提示して行わなければならない。

附則中第5条から第10条までを削り、第11条を第5条とし、第12条を第6条とする。

附則に次の1条を加える。

（平成22年度以降の保険料の減免の特例）

第7条 当分の間、平成22年度以降の第24条第1項第2号による保険料の減免については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。

第2条 函館市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第9条第2号中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

第11条第1項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年6月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の函館市国民健康保険条例第9条、第11条、第13条の6、第13条の6の10、第13条の11、第18条第1項、第19条、第19条の2、第24条の2および附則第7条の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21

年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定方法に関する規定等およびやむを得ない理由により離職した被保険者等の保険料の算定の特例に関する規定等を整備し、保険料の基礎賦課限度額等を改定し、平成22年度以降の保険料の減免の特例に関する規定を整備し、ならびに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴い規定を整備するため